

# 清涼飲料水検査項目内訳

No	検査項目	製造基準		
		① 17項目	② 21項目	③ 47項目
1	アンチモン	○	○	○
2	カドミウム	○	○	○
3	水銀	○	○	○
4	セレン	○	○	○
5	銅	○	○	○
6	鉛	○	○	○
7	バリウム	○	○	○
8	ヒ素	○	○	○
9	マンガン	○	○	○
10	六価クロム	○	○	○
11	亜塩素酸			○
12	塩素酸			○
13	クロロ酢酸			○
14	クロロホルム			○
15	残留塩素			○
16	シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	○	○	○
17	四塩化炭素			○
18	1,4-ジオキサン			○
19	ジクロロアセトニトリル			○
20	1,2-ジクロロエタン			○
21	ジクロロ酢酸			○
22	ジクロロメタン			○
23	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			○
24	ジブromokロメタン			○
25	臭素酸			○
26	亜硝酸性窒素	○	○	○
27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	○	○	○
28	総トリハロメタン			○
29	テトラクロロエチレン			○
30	トリクロロエチレン			○
31	トリクロロ酢酸			○
32	トルエン			○
33	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）			○
34	フッ素	○	○	○
35	ブromokロメタン			○
36	ブromokホルム			○
37	ベンゼン			○
38	ハウ素	○	○	○
39	ホルムアルデヒド			○
40	有機物等（全有機炭素）			○
41	パーフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及びパーフルオロオクタン酸 (PFOA)		○	○
42	味			○
43	臭気			○
44	色度			○
45	濁度			○
46	細菌数	○		○
47	大腸菌群	○	○	○
48	芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌		○	
49	腸球菌		○	
50	緑膿菌		○	
51	細菌数(MF法)		○	

- ① 殺菌または除菌を行わず、二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上の場合
- ② 殺菌または除菌を行わず、二酸化炭素圧力が20℃で98kPa未満の場合
- ③ 殺菌または除菌を行っている場合